

堺個審 24-2-2 号
(答申 171 号)
令和 7 年 10 月 1 日

堺市教育委員会 様

堺市個人情報保護審議会
会 長 岡 本 大 典

諮問に対する答申

令和 7 年 3 月 18 日付け堺教政 1907 号で諮問のありました下記諮問案件について、審議の結果、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	開示請求に対する不開示決定処分を不服とする審査請求に係る審議
対象公文書	子のいじめについて、請求者と実施機関職員とのやりとり
実施機関 (処分庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課)
諮問実施機関 (審査庁)	堺市教育委員会 (教育委員会事務局 総務部 教育政策課)

答 申

第1 審議会の結論

令和7年3月18日付けで諮問のあった審査請求事案「子のいじめについて、請求者と実施機関職員とのやりとり」について、堺市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った不開示（保有していない）決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 審査請求人は、令和6年7月4日、個人情報の保護に関する法律77条1項の規定に基づき、「子のいじめに関して請求者とのやりとり（実施機関職員A氏）提出したもの 医師からの診断書」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、令和6年7月18日、「医師からの診断書」（以下「診断書」という。）について、「当該文書を収受していないため」として不開示（保有していない）決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和6年10月9日、本件処分を不服として、行政不服審査法2条の規定により審査請求を行った。

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

第4 審査請求人の主張要旨

診断書について、収受していないとの理由で不開示決定となったが、平成30年5月14日実施機関の会議室にて実施機関職員A氏に渡したと記憶している。また、中学校にも渡している。

平成30年5月14日実施機関職員A氏は、この診断書のコピーをとられたと記憶しているが、平成30年4月4日にいじめ防止対策推進法28条に基づく調査を依頼し〇年〇月にその結果報告書を拝見したが、実施機関はどのタイミングで保管期間が満了したと判断し、文書を選択して廃棄したのか教えてほしい。

収受していないということは、実施機関職員A氏も中学校校長も私が提出した診断書をコピーもとらず一度目を通し私に返したということか疑問に思う。

○年○月付の報告書にある文書は、当然現存していると一般的に思われるのではない。

また、いじめ防止対策推進法２８条に基づく調査を行う第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）が開催された際、診断書の原本のみを手元に残し、診断書のコピー数枚と収受印の押された物も全て、第三者委員会へ渡してしまったと記憶している。

第５ 実施機関の主張要旨

本件審査請求人は、審査請求書において「診断書について、収受していないとの理由で不開示決定となったが、平成３０年５月１４日実施機関の会議室にて実施機関職員Ａ氏に渡し、コピーを取ったと記憶している。中学校にも渡したと記憶している。」と主張する。

審査請求人の主張どおり、当時収受しているとすれば、本件いじめの重大調査に係る資料として保存されているはずであるが、保存資料に診断書は存在しない。

また、中学校にも同様に確認したが、そのような事実は確認できなかった。

以上の理由から、診断書は保有していないため、不開示とする本件処分を行った。

また、審査請求人が第三者委員会に対して直接提出した資料については、実施機関（生徒指導課）は、その内容を含め一切関知していないが、審査請求人から「第三者委員会に提出した資料は返却されるのか」との照会が実施機関（生徒指導課）にあり、これを受けて第三者委員会に確認したところ、ＳＤカードが直接提出されていたことが判明した。当該ＳＤカードについては、確認後、審査請求人に返却済みである。

なお、当該ＳＤカード以外に、審査請求人から第三者委員会に直接提出された資料は存在しないことについても、第三者委員会に確認済みであるため、診断書は第三者委員会においても保有していない。

第６ 審議会の判断

１ 実施機関（生徒指導課及び中学校）における文書の不存在について

審査請求人は、診断書を実施機関（生徒指導課）の職員に手渡し、コピーが取られたと記憶していると主張する。また、診断書を中学校にも渡したと記憶していると主張する。

しかしながら、実施機関は生徒指導課の保存資料を確認した結果、診断書は存在せず、中学校側においても収受の事実は確認できなかったと主張する。

審査請求人の記憶に基づく主張のみでは、実施機関が診断書を保有していたことを裏付ける客観的な証拠があるとは言い難い。

したがって、診断書を保有していないとする実施機関（生徒指導課及び中学校）の主張に不合理な点はない。

2 第三者委員会における文書の不存在について

審査請求人は、第三者委員会が開催された際、診断書の原本のみを手元に残し、コピー数枚及び収受印の押されたものを全て第三者委員会に渡したと記憶していると主張する。

しかしながら、実施機関は、第三者委員会が審査請求人から収受していたSDカードは審査請求人の求めに応じて返却しており、その他の資料が存在しないことは第三者委員会に確認していると主張する。

仮に、実施機関（生徒指導課）を介さず第三者委員会が直接保有していた文書が、開示請求の対象となる「保有個人情報」に該当するとしても、実施機関（生徒指導課）が第三者委員会に確認した結果、当該文書が現存しないことから、「保有していない」として不開示決定を行ったことに不合理な点はない。

3 以上の理由により、当審議会は「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参考) 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 3月18日	諮問書の受理
令和7年 3月25日	審 議
令和7年 4月23日	審 議
令和7年 5月28日	審 議
令和7年 6月25日	審 議
令和7年 7月30日	審 議
令和7年 8月25日	審 議
令和7年10月 1日	答 申

(参考) 堺市個人情報保護審議会委員

氏 名	所 属 等	備 考
岡本 大典	弁 護 士	会 長
中野 佳子	弁 護 士	会長職務代理者
白須 真理子	関西大学 法学部教授	
高野 恵亮	大阪公立大学大学院 都市経営研究科教授	
堀内 佐智夫	〔 堺商工会議所常議員 大阪ガス株式会社 南部・和歌山地区 統括支配人 〕	